

ID: 246

担当部署: 建設水道課

処分の概要	責任技術者の業務の停止又は登録の取消し		
例規名 根拠条項	村田町排水設備等工事業者に関する規程 第16条第1項		
例規番号	令和元年企業管理規程第1号		
【基準】			
<p>第16条の規定による。 (責任技術者の業務の停止又は登録の取消し)</p> <p>第16条 管理者は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、その業務を一定期間停止させ、又は登録を取り消すことができる。</p> <p>(1) 下水道に関する法令及びこの条例に違反したとき。 (2) 管理者が行う公共下水道の正常な運営を阻害する行為があったとき。 (3) その他責任技術者として、管理者が適格でないと認めたとき。</p> <p>2 前項の処分による損失については、町は、その責めを負わない。</p> <p>3 管理者は、第1項の規定により登録を取り消したときは、本人に通知するとともに、排水設備等工事責任技術者名簿(様式第9号)から抹消し、登録証を返納させるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日